証明書	各証明書の交付手数料の免除 ※修正

罹災証明書（半壊以上の区分）の交付を受けられた方で、災害に関する手続に使用する場合は、次の証明書の交付手数料を免除します。

又、地震関連で、すでに取得した人は、証明書の交付を受けた窓口に、罹災証明書（コピー可）、領収書、印鑑を持参いただくことで還付します。

【手数料が免除できる証明書の種類】

① 印鑑証明書
② 住民票記載事項証明書
③ 住民票
④ 印鑑登録証の交付
⑤ 所得課税証明書
⑥ 固定資産関係証明書
⑦ 納税証明書
⑧ その他税証明書

【必要書類】

・罹災証明書（コピー可）
・印鑑登録証（①印鑑証明書交付の場合）

【取り扱いができる窓口及び問い合わせ先】

① ～④の証明発行窓口

本庁市民課		0964－32－1446（直通）
		0964－32－1111（内線 1163・1164）

⑤ ～⑧の証明発行窓口

本庁税務課	市民税係	0964－32－1402（直通）
		0964－32－1111（内線 1172～1174）
	資産税係	0964－32－1487（直通）
		0964－32－1111（内線 1175～1177）

① ～⑧の証明発行窓口

三角支所	総合窓口課	0964－53－1111
不知火支所	総合窓口課	0964－33－1111
松合出張所		0964－42－2111
小川支所	総合窓口課	0964－43－1111
豊野支所	総合窓口課	0964－45－2111